

8月10日は道の日

みんなが道路を快適に利用できるよう、ルールを守りましょう

- ▽自転車で歩道を走るときは、スピードを出さず、歩行者に注意する
- ▽のぼり旗、立て看板、置き看板、商品などを道路上に置かない
- ▽自転車・バイクなどを道路上に放置しない
- ▽乗入れ用のブロッサクを道路上に置かない
- ▽側溝にゴミや油などを捨てない
- ▽交通の支障となる樹木の枝などを道路に出さない

道路に日よけ・看板・工事用施設などを設置するときは、許可が必要です

道路に日よけ、看板、工事用施設を設けるなど、道路を連続して使用するときは、道路法による「占用許可」と「占用料の納付」が必要です。また、広告などを設置する場合は、東京都屋外広告物条例により許可申請が必要となる場合があります。

※道路に置いた物品や看板、道路に出ている樹木の枝などが原因で事故が発生した場合、原因者は責任を問われる場合があります。

問合せ ■ 道路占用 市道：土木課道路管理係、都道：西多摩建設事務所管理課 0428-122-2517、国道：相武国道事務所管理課 042-643-2007／

■ 屋外広告物 土木課庶務係、多摩建築指導事務所管理課 042-548-2029

快適な道路環境をつくるため、狭い道路の整備促進にご協力をお願いします

羽村市内にある幅が4mに満たない道路は、約3万2000mあります（羽村駅西口土地区画整理事業施行地区を除く）。

狭い道路は、交差点や角地での見通しが悪いなどの交通安全面だけでなく、救急車・消防自動車などの緊急車両の通行に支障があるなど、防災面でも問題があります。

狭い道路の改善のため、次のことについて市民の皆さんのご協力をお願いします。

セットバック・隅切り設置による整備を促進します

建築基準法では、幅が4m未満の狭い道路に接して建物を新築する場合は、道路の中心から2mになるまでセットバックしなければならないとされています。

また、東京都建築安全条例により、幅がそれぞれ6m未満の道路が交わる角地に建築する場合は、交わるポイントを頂点とする底辺2mの二等辺三角形となるよう隅切りを設けなければならないとされています。

セットバックとは

道路に接している敷地で、道路の境界線を後退させること

隅切りとは

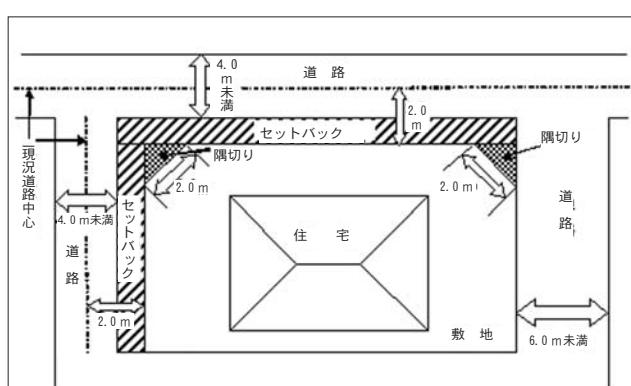
道路と道路が交差する部分の敷地の角を切り取ること

道路用地を寄付または無償貸与により市に提供していただいた場合

舗装整備：道路用地の舗装は市が行います。
用地の管理：道路用地の管理は市が行います。
固定資産税などの減免および非課税：セットバック用地・隅切り用地を無償貸与により都市計画税を軽減する制度があります。

※詳しくは、問い合わせてください。
問合せ ■ 道路の整備に関すること…土木課

道路管理係／■ 狹い道路などに関すること…土木課庶務係／■ 税金に関すること…税課資産税係



▲セットバックと隅切りのきまり